



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年9月29日金曜日 第447号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 890

## 告 示

落札者等の告示..... (スマート行政推進課) ... 892

新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第7号の規定による指定地方公共機関の指定の一部改正..... (健康増進課) ... 893

知事指定薬物の指定の失効..... (薬務衛生課) ... 893

クリーニング業法による研修の指定..... ( " ) ... 893

クリーニング業法による講習の指定..... ( " ) ... 893

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 894

地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 894

保安林予定森林にする旨の通知(2件)..... (森林整備課) ... 894

解除予定保安林(2件)..... ( " ) ... 895

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... (会計課) ... 895

建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 895

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 896

## 公 告

人事行政の運営等の状況の公表..... (人事課) ... 896

技能検定の合格者..... (労政雇用課) ... 938

## 雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和4年度に係る財務諸表の公表..... (保健福祉課) ... 946

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第41号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

「<sup>ふりがな</sup>氏名

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第4中「氏名を  
個人番号」

15歳未満の  
児童の<sup>ふりがな</sup>氏名  
個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、「新氏名 ( )」を「<sup>ふりがな</sup>新氏名

」に、「旧氏名 ( )」を「<sup>ふりがな</sup>旧氏名」に改め、同様式備考(1)を次のように改める。

- (1) 身体障害のある15才未満の児童については、保護者が代わつて届け出ることになっている。この場合には、児童の氏名及び個人番号を  欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

様式第6中「<sup>ふりがな</sup>」を削り、「個人番号

年 月 日生」を 個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日生」

「 年 月 日生 」 「 年 月 日生 」  
 に、 個人番号 を 個人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 に改め、同様式備考中(1)を削り、(2)を

(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p><b>様式第34</b>（第28条関係） 身体障害者生活訓練等事業等開始届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注 1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p><b>様式第34の2</b>（第28条の2関係） 身体障害者生活訓練等事業等変更届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第34の3</b>（第28条の3関係） 身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注 1～3 省略</p>	省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—	省略			省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—	省略			省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—	省略			<p><b>様式第34</b>（第28条関係） 身体障害者生活訓練等事業等開始届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注 1・2 省略</p> <p><u>3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p><b>様式第34の2</b>（第28条の2関係） 身体障害者生活訓練等事業等変更届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注 1 省略</p> <p><u>2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。</u></p> <p><b>様式第34の3</b>（第28条の3関係） 身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届出書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">省略</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注 1～3 省略</p> <p><u>4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名 することができる。</u></p>	省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟	省略			省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟	省略			省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟	省略		
省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—																																			
省略																																					
省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—																																			
省略																																					
省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	—																																			
省略																																					
省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟																																			
省略																																					
省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟																																			
省略																																					
省略	届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名	㊟																																			
省略																																					

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第6の規定による身体障害者手帳再交付申請書は、改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第6の規定による身体障害者手帳再交付申請書とみなす。

（愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正）

3 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p>

(1) - (31) 省略

- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略
- (39) 省略
- (40) 省略
- (41) 省略
- (42) 省略
- (43) 省略
- (44) 省略
- (45) 省略
- (46) 省略
- (47) 省略
- (48) 省略
- (49) 省略
- (50) 省略
- (51) 省略
- (52) 省略
- (53) 省略
- (54) 省略
- (55) 省略
- (56) 省略
- (57) 省略
- (58) 省略
- (59) 省略
- (60) 省略
- (61) 省略
- (62) 省略
- (63) 省略
- (64) 省略
- (65) 省略
- (66) 省略
- (67) 省略

(1) - (31) 省略

(32) 愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）様式第6及び様式第34から様式第34の3まで

- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略
- (39) 省略
- (40) 省略
- (41) 省略
- (42) 省略
- (43) 省略
- (44) 省略
- (45) 省略
- (46) 省略
- (47) 省略
- (48) 省略
- (49) 省略
- (50) 省略
- (51) 省略
- (52) 省略
- (53) 省略
- (54) 省略
- (55) 省略
- (56) 省略
- (57) 省略
- (58) 省略
- (59) 省略
- (60) 省略
- (61) 省略
- (62) 省略
- (63) 省略
- (64) 省略
- (65) 省略
- (66) 省略
- (67) 省略
- (68) 省略

告 示

○愛媛県告示第1047号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
第5次庁内LANシステム構築に伴う第2次庁内LAN強靱化設備設定業務一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年9月5日	ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー	53,900,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による

○愛媛県告示第1048号

新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第7号の規定による指定地方公共機関の指定（平成26年4月愛媛県告示第423号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第8号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) <u>医療法人徳洲会（医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院）</u></p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) <u>四国ガス株式会社</u></p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26) 省略</p> <p>(27) 省略</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第7号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) <u>四国瓦斯株式会社</u></p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26) 省略</p>

○愛媛県告示第1049号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) N - ( 1 - アミノ - 3 , 3 - ジメチル - 1 - オキシブタン - 2 - イル ) - 1 - ベンジル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 1 - ( ベンゾ [ d ] [ 1 , 3 ] ジオキソール - 5 - イル ) - 2 - ( プチルアミノ ) ブタン - 1 - オン及びその塩類
- (3) 2 - ( エチルアミノ ) - 2 - ( 3 - フルオロフェニル ) シクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和5年9月10日

○愛媛県告示第1050号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の

規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 研修の名称  
クリーニング師研修
- 2 主催者  
東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
理事長 大森 利夫
- 3 集合して行う研修の開催日及び場所

開 催 日	場 所
令和6年1月21日（日）	松山市三番町6丁目4番地20 松山市男女共同参画推進センター（コムズ）

- 4 通信制で行う研修の受付期間  
令和5年11月24日（金）から令和6年1月4日（木）
- 5 受講料  
5,000円

○愛媛県告示第1051号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習の名称  
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者  
東京都港区新橋6丁目8番2号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 大森 利夫

- 3 通信制で行う研修の受付期間  
令和5年11月24日(金)から令和6年1月4日(木)
- 4 受講料  
4,500円

○愛媛県告示第1052号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス愛媛大洲店	大洲市東若宮18-1外2筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹	令和5年 4月1日	令和5年 9月19日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1053号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
今治市	八町西1丁目等4単位区域	令和3年度から令和4年度まで	今治市(八町西1丁目等4単位区域)の地籍図及び地籍簿
宇和島市	高串の第9・第10	令和3年度から令和4年度まで	宇和島市(高串の第9・第10)の地籍図及び地籍簿
八幡浜市	浜田町・大正町	令和3年度から令和4年度まで	八幡浜市(浜田町・大正町)の地籍図及び地籍簿
八幡浜市	日土町1番耕地	令和2年度から令和4年度まで	八幡浜市(日土町1番耕地)の地籍図及び地籍簿

大洲市	菅田第7計画区	令和3年度から令和4年度まで	大洲市(菅田第7計画区)の地籍図及び地籍簿
四国中央市	土居町上野・畑野・浦山1	令和3年度から令和4年度まで	四国中央市(土居町上野・畑野・浦山1)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和5年9月29日

○愛媛県告示第1054号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西予市宇和町下川2945、2948、2949、3012、3013
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇和町下川2945・2948・3013（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1055号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
令和5年9月29日  
愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西予市野村町長谷994、995、1003、1004
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
野村町長谷994・995・1003・1004（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1056号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。  
令和5年9月29日  
愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
松山市門田町丙208の9、丙208の10、丙208の12、丙209の19から丙209の21まで、丙209の23
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1057号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。  
令和5年9月29日  
愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所  
松山市門田町丙208の11、丙209の26、丙209の27
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1058号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。  
令和5年9月29日  
愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
久第17号	上浮穴郡久万高原町上野尻甲685番地	株式会社くま高原ドライビングスクール	売りさばき人氏名又は名称 株式会社くま高原ドライビングスクール	売りさばき人氏名又は名称 上浮穴自動車教習所	令和5年5月22日

○愛媛県告示第1059号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
令和5年9月29日  
愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-2)第14544号	令和2年7月13日	㈱シンコウ	仲山 建治	新居浜市河内町13-16	令和5年8月3日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止（一部）
(特-2)第6295号	令和2年11月13日	㈱大三建設	越智 敬元	今治市石井町1-3-36	令和5年8月29日	解体工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第1060号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年9月29日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第19号 令和5年9月20日	伊予郡松前町大字東古泉字東浦654番1	伊予郡松前町大字筒井316番地 コーボ鳥井702 谷岡 龍星 谷岡 龍菜 星月

公 告

○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

令和4年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で1,916人（任期の定めのない常勤職員861人、会計年度任用職員1,055人）です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

（単位：人）

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	畜産	林業	水産	化学	薬剤師	福祉	心理
男性	40	12	2	3	2	4	3	4	1	3	1
女性	47	2	0	9	1	0	1	0	2	3	5
合計	87	14	2	12	3	4	4	4	3	6	6

保健師	獣医師	看護師	海技士	学芸員	職業訓練指導員	消防	医師	合計
2	2	0	3	0	2	1	0	85
12	5	1	0	2	0	0	1	91
14	7	1	3	2	2	1	1	176

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	54
女性	290
合計	344

パートタイム職員は除いている。

(イ) 公営企業管理者

（単位：人）

区分	行政事務	電気・電子	医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床工学技士	看護師	合計
男性	6	2	25	0	2	0	10	45
女性	2	0	15	5	1	5	97	125

合計	8	2	40	5	3	5	107	170
----	---	---	----	---	---	---	-----	-----

割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	111
女性	566
合計	677

パートタイム職員は除いている。

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	実習助手	学校事務	栄養教諭	寄宿舎指導員	海技士	合計
男性	140	46	0	1	12	0	1	1	201
女性	148	41	11	2	15	1	0	0	218
合計	288	87	11	3	27	1	1	1	419

割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	6
女性	9
合計	15

パートタイム職員は除いている。

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察官(武道)	警察官(サイバー犯罪捜査官)	警察事務	少年補導職員	海技士	合計
男性	72	1	0	1	1	1	76
女性	13	0	1	6	0	0	20
合計	85	1	1	7	1	1	96

割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	2
女性	17
合計	19

パートタイム職員は除いている。

## イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。令和4年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて1,115人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
定 年 退 職	134	35	1	0	461	55	686
定 年 前 退 職	61	137	0	0	188	43	429
合 計	195	172	1	0	649	98	1,115

割愛退職者は除いている。



## ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、4回まで任期を更新することができます。令和4年度における新規再任用者数は348人、任期更新者数は836人、離職者数は143人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	46	13	0	2	0	271	16	348
任期更新者数	166	47	1	1	1	571	49	836
離職者数	45	2	1	0	0	83	12	143

## エ 職員数の状況

令和4年及び令和5年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と令和5年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員管理の方針及び進捗状況は、以下のとおりです。

ア) 部門別職員数の状況と令和5年の職員数の主な増減理由

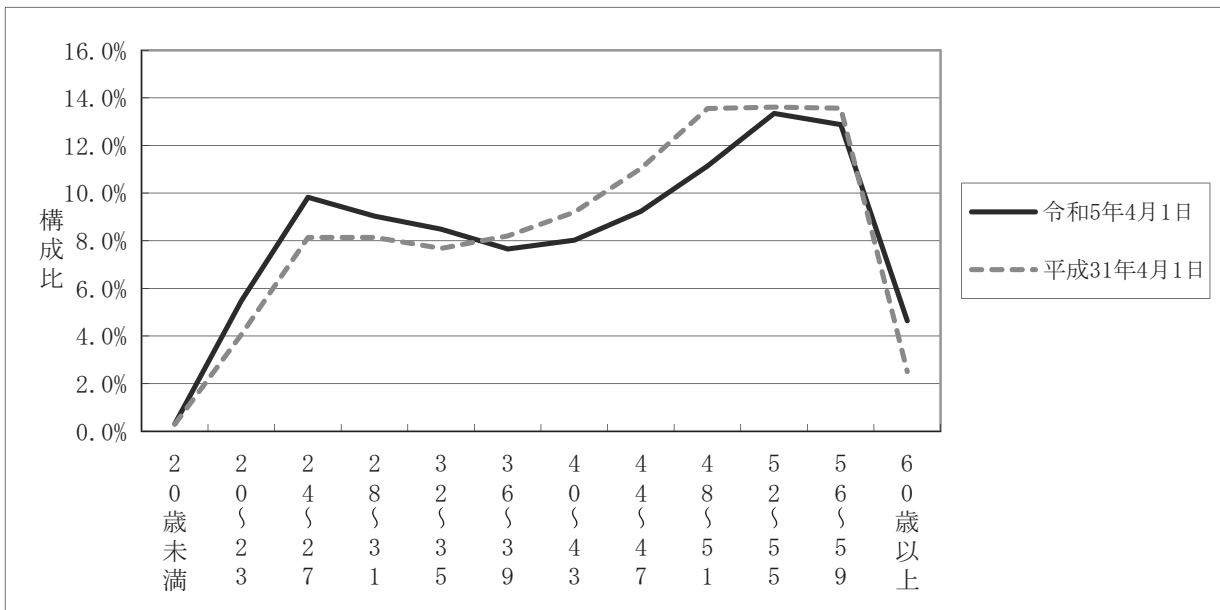
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
一般 行政 部門	議 会	31	31	0		
	総務企画	695	709	14	成果重視型予算編成に係る体制整備	
	税 務	176	173	3	育児休業代替職員の減	
	民 生	409	432	23	少子化対策に係る推進体制強化	
	衛 生	501	499	2	献血運動推進全国大会Gの廃止	
	労 働	88	88	0		
	農林水産	1,003	983	20	農林水産技術職の欠員増	
	商 工	203	196	7	きずな博終了に伴う組織再編	
	土 木	753	748	5	土木職の欠員増	
	小 計	3,859 [64]	3,859 [69]	0 [5]		
(男女別)	男	(2,753)	(2,724)			
	女	(1,106)	(1,135)	10		
特別 行政 部門	教 育	11,350	11,250	100	児童生徒数の減少による教職員の減	
	(男女別)	男	(5,539)	(5,448)		
		女	(5,811)	(5,802)		
	警 察	2,873	2,872	1	欠員不補充	
	(男女別)	男	(2,389)	(2,374)		
		女	(484)	(498)		
小 計	14,223 [281]	14,122 [303]	101 [22]			
公営企業等部門		2,071	2,130	59	県立病院における診療体制の強化	
		[49]	[51]	[2]		
		601	553	48		

(男女別)	男	(639)	(660)	
	女	(1,432)	(1,470)	
合計		20,153 [394]	20,111 [423]	42 [29]
(条例定数)		946 (21,377)	894 (21,367)	52 (10)

- 注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員（総務省定員管理調査対象の臨時的任用職員を除く。）は含まれていません。
- 2 [ ]内は再任用短時間職員の数、 内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外書きです。
- 3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。
- 4 一般行政部門には、知事の事務部局（公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員、博物館職員及び国保事業関係職員を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	62	1,102	1,976	1,815	1,706	1,537	1,611	1,858	2,239	2,684	2,589	932	20,111
構成比	0.3%	5.5%	9.8%	9.0%	8.5%	7.7%	8.0%	9.2%	11.1%	13.4%	12.9%	4.6%	100.0%

(ウ) 定員管理の方針及び進捗状況

a 定員管理の方針

- (a) 計画期間：令和2～5年度（4年間）
- (b) 対象：一般行政部門職員数（再任用職員及び災害復興等に係る採用者を除く）
- (c) 方針：現職員数を基本としつつ、厳格な定員管理を継続  
〔H31.4.1の職員数3,625人を基準〕

b 定員適正化手法の概要

職員の年齢構成の平準化や優秀な職員確保に向けた方策の強化を図りながら、平成31年4月1日時点の一般行政部門の職員数を基本としつつ、厳格な定員管理に努めました。

c 新しい行革大綱の年次別実績の概要

（各年4月1日現在）

区分	平成31年 (計画前年)	令和2年 (1年目)	令和3年 (2年目)	令和4年 (3年目)	令和5年 (4年目)
一般行政部門	3,625 [3,744]	3,619 [3,787]	3,638 [3,831]	3,630 [3,859]	3,618 [3,859]
対基準年増減		6 [43]	13 [87]	5 [115]	7 [115]

教育 部門	職員数	11,404 [ 11,716 ]	11,229 [ 11,641 ]	11,035 [ 11,482 ]	10,809 [ 11,350 ]	10,641 [ 11,250 ]
	対基準年 増減		175 [ 75 ]	369 [ 234 ]	595 [ 366 ]	763 [ 466 ]
警察 部門	職員数	2,826 [ 2,854 ]	2,821 [ 2,859 ]	2,832 [ 2,882 ]	2,818 [ 2,873 ]	2,818 [ 2,872 ]
	対基準年 増減		5 [ 5 ]	6 [ 28 ]	8 [ 19 ]	8 [ 18 ]
公営 企業 部門	職員数	2,065 [ 2,077 ]	2,055 [ 2,065 ]	2,040 [ 2,051 ]	2,060 [ 2,071 ]	2,120 [ 2,130 ]
	対基準年 増減		10 [ 12 ]	25 [ 26 ]	5 [ 6 ]	55 [ 53 ]
計	職員数	19,920 [ 20,391 ]	19,724 [ 20,352 ]	19,545 [ 20,246 ]	19,317 [ 20,153 ]	19,197 [ 20,111 ]
	対基準年 増減		196 [ 39 ]	375 [ 145 ]	603 [ 238 ]	723 [ 280 ]

注1 計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間です。

2 [ ] 内の数値は、フルタイム再任用職員及び災害復興等に係る採用者を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

## (2) 人事評価の状況

### ア 定期人事考課

#### (ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、令和3年12月1日から令和4年11月30日まで（会計年度任用職員にあっては、令和4年4月1日から令和4年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評価を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

令和3年11月1日から令和4年10月31日まで（会計年度任用職員にあっては、令和4年4月1日から令和4年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (ウ) 教育委員会（県立学校教職員）

令和3年11月1日から令和4年10月31日まで（会計年度任用職員にあっては、令和4年4月1日から令和4年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

#### (エ) 警察本部長

令和4年度においても、年1回の能力評価及び年2回の業績評価を行いました。

能力評価は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間及び令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の幹部職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。

なお、会計年度任用職員の人事評価にあつては、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの期間の勤務状況について、警部以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、所属長が評価結果の確認を行います。

評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

## イ 特別人事考課

### (ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件付採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月（会計年度任用職員にあつては、15日）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

### (イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件付採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

### (ウ) 警察本部長

条件付採用期間中の職員を対象に、条件付採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務成績評価を行い、評価者、調整者及び確認者が、職務遂行能力、適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

## (3) 給与の状況

### ア 総括

#### (ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員、一般行政関係職員及び会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

令和4年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	令和3年度 の人件費率
令和4年度	人 1,327,185	千円 707,431,134	千円 5,862,131	千円 162,201,867	% 22.9	% 21.8

#### (イ) 職員給与費の状況（普通会計予算）

令和5年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 21,621	千円 2,966,560	千円 80,626,785	千円 13,500,970	千円 32,145,285	千円 129,239,600	千円 5,978

注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される報酬及び給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

2 職員数は、令和5年度当初予算に計上された数値（再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む。）であり、令和5年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

#### (ウ) 特記事項

令和5年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

特別職

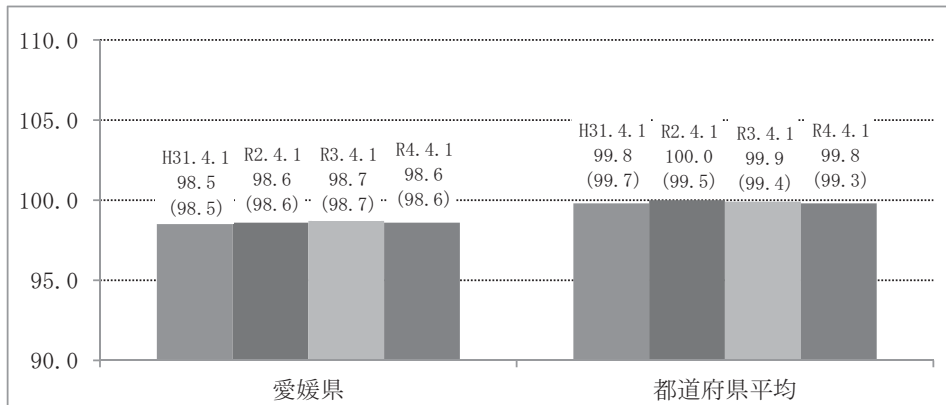
区分	給料
知 事	10 / 100
副知事	6 / 100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	5 / 100

(エ) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の令和4年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.6と国よりも低くなっており、都道府県平均(99.8)を1.2ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が75.6%(令和4年4月1日現在)であるのに対し、県職員は0.4%(令和4年4月1日現在)となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。



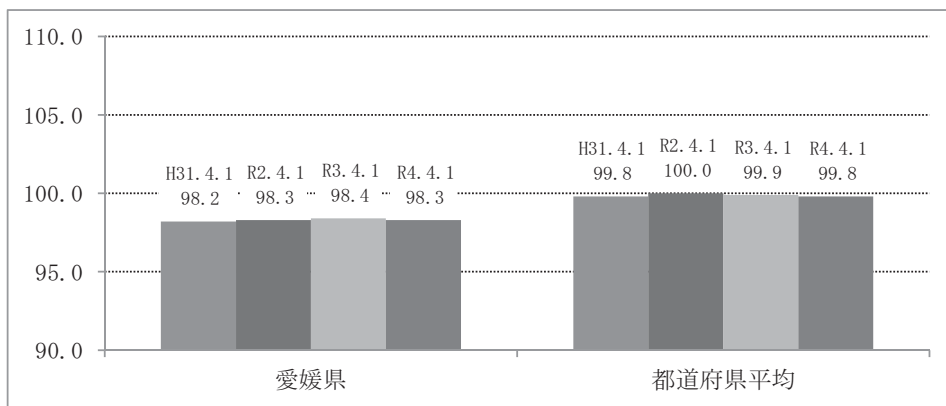
注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

注2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(オ) パーシェ指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の令和4年4月1日におけるパーシェ指数は、98.3と国よりも低くなっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



## イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

令和5年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,123人、再任用短時間勤務職員372人及びフルタイム会計年度任用職員341人を含まない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。）は、17,988人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下(ウ)において同じ。）4,158人（23.1パーセント）、技能労務職180人（1.0パーセント）、高等学校（特別支援学校を除く。）教育職2,253人（12.5パーセント）、中学校・小学校教育職6,988人（38.8パーセント）及び公安職2,479人（13.8パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	42.7歳	316,100円	405,614円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	56.3歳	334,349円	367,616円
うち 用務員	55.9歳	340,231円	377,583円
うち 自動車運転員	59.6歳	282,918円	306,726円
うち 学校給食員	56.3歳	329,563円	359,367円

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	46.2歳	381,302円	433,831円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.5歳	360,396円	395,768円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	38.7歳	329,080円	433,332円

注1 平均給料月額とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

令和5年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	192,677円	総合職(大卒) 189,700円 一般職(大卒) 185,200円
	高校卒	159,710円	一般職(高卒) 154,600円
	技能労務職	157,599円	-
技能労務職	中学卒	140,714円	-
高等学校教育職	大学卒	223,903円	-
中学校・小学校教育職	大学卒	223,903円	-
公 安 職	大学卒	216,599円	総合職(大卒) 217,800円 一般職(大卒) 214,900円
	高校卒	185,742円	一般職(高卒) 178,000円

ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

令和5年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	263,402円	357,811円	376,724円	391,667円
	高校卒	225,784円	316,908円	353,828円	375,053円
技 能 労 務 職	高校卒				
	中学卒				
高等学校教育職	大学卒	317,696円	398,178円	425,997円	434,690円
	高校卒		302,510円		403,068円
中学校・小学校教育職	大学卒	312,135円	387,980円	412,563円	423,178円
	高校卒				
公 安 職	大学卒	283,101円	390,955円	411,692円	422,391円
	高校卒	261,134円	356,378円	391,285円	406,638円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

## ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

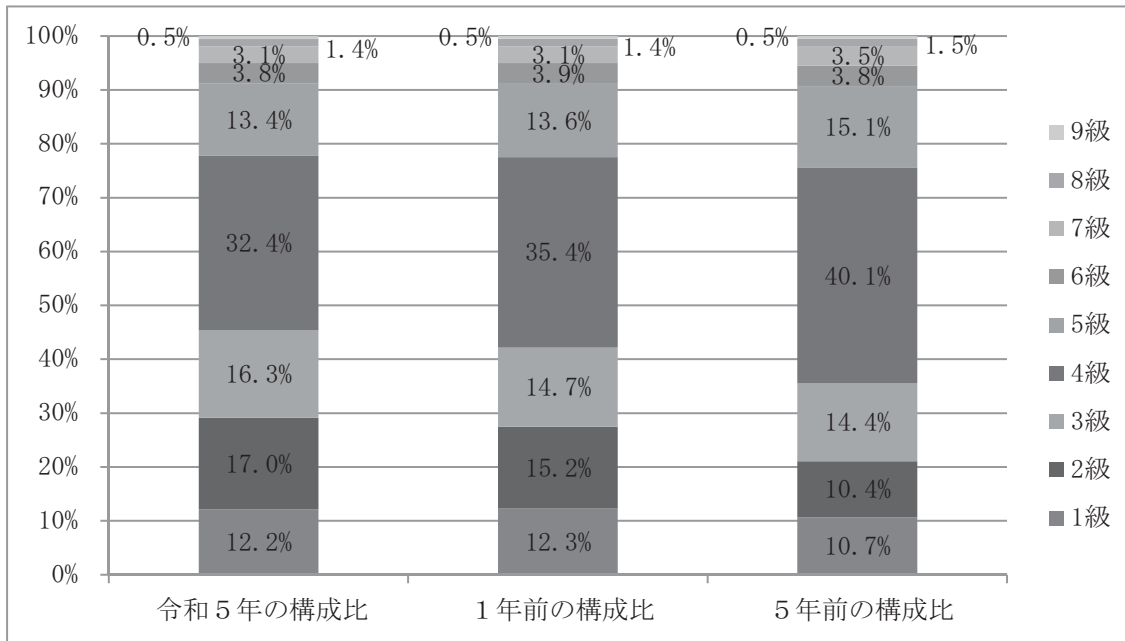
本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

令和5年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	485人	12.2%	150,865円	248,862円
2級	主事・技師	677人	17.0%	199,512円	305,751円
3級	主任・係長	648人	16.3%	235,595円	351,785円
4級	専門員	1,290人	32.4%	267,356円	386,159円
5級	課長補佐・主幹	536人	13.4%	292,182円	395,004円
6級	課長	150人	3.8%	320,827円	412,292円
7級	参事	124人	3.1%	364,750円	447,168円
8級	局長	55人	1.4%	410,181円	470,989円

9級	部長	21人	0.5%	460,737円	530,190円
計		3,986人	100%		

- 注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
 注2 再任用職員は含んでいません。  
 注3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならないこともあります。



## エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和4年度普通会計決算ベースの額（フルタイム会計年度任用職員を除く。）です。

### ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額（令和4年度決算）		-	
1,525千円			
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
（1.35 月分）	（0.95 月分）	（1.35 月分）	（0.95 月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

- 注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.0月分、勤勉手当2.4月分となっています。  
 注2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

### イ) 退職手当（令和5年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分



勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～45%加算）		
自己都合 勤奨・定年					
1人当たり平均支給額	2,852 千円	20,988 千円			

注 1人当たり平均支給額は、令和4年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（令和5年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

支給実績（令和4年度決算）				55,924千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）				755,730円
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
医師		16%	23人	16%
医師以外	東京都（特別区）	20%	26人	20%
	大阪府（大阪市）	16%	7人	16%
	愛知県（名古屋市）	15%	1人	15%
	広島県（広島市）	10%	1人	10%
	香川県（高松市）	6%	1人	6%

注 支給対象職員数は、令和5年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（令和4年度決算）		1,228,495千円		
支給職員1人当たり平均支給額（令和4年度決算）		110,755円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		59.0%		
手当の種類（手当数）		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度）	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	729千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	①伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 ②伝染病菌を有する家畜等の防疫作業（③以外） ③伝染病菌を有する家畜等の防疫作業（鳥インフルエンザに係る患者等のと殺作業）	208千円	①②日額 290円 ③日額 1,470円
		①新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業 ②新型コロナウイルス感染症の患	3,375千円	日額 3,000円 又は 日額 4,000円 （長時間又は①及び③のうち身体に接触するもの）

		者に接して行う疫学的調査その他の調査の作業 ③新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業 ④人事委員会が前3号に掲げる作業に相当すると認める作業		
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務	1,476千円	①日額 290円 ②及び③日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	5千円	①日額 560円 ②日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	234千円	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	①児童の一時保護及び心理判定作業 ②重症心身障害児等の看護作業等 ③知的障害者の心理判定作業 ④精神障害者等の看護作業等及び心理判定作業	12,539千円	①日額 950円 ②～④日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	6,752千円	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	66,543千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	5,842千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	30,669千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	62千円	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	26,926千円	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇若しくは皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛又は内閣総理大臣、国賓等の警護作業 ②皇族の警衛の作業（①を除く。）	157千円	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 ③保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	0千円	①日額 1,640円 ②日額 820円又は1,100円 ③日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	279千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業 ②交通取締り（①の作業を除く。）、整理及び事故処理作業	6,711千円	①日額 560円 ②日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	3,962千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	977千円	日額 230円

火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	3千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	51,093千円	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	13千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	29,587千円	①1回 3,200円 ②1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	0千円	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質（サリン等）の処理作業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1,691千円	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	398千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	0千円	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	21千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	766千円	日額 3,000円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司 児童福祉司 保健師	①要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等の業務 ②児童等に面接して行う相談等の業務	7,094千円	①日額 510円 ②日額 950円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	29千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	産業技術専門学校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,586千円	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,532千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	9千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	40千円	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	979千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	11,530千円	1回 2,150円から3,550円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	5,230千円	日額 730円 （BSE検査：810円加算）

潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	3千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局農林水産振興部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	2,225千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②職業訓練又は生活指導の業務	69千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	315千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備等業務（整備士） ③航空機に搭乗して行う訓練等の業務（①及び②以外）	5,645千円	①1時間 7,700円 ②1時間 4,500円 ③1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	0千円	①日額 480円 ②日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）	①東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 ②原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）による帰還困難区域において行う作業 ③本部長指示による居住制限区域において行う作業	0千円	①日額 20,000円～3,300円 ②屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 ③屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額660円
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	0千円	①日額 480円 ②日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）	①原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 ②特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	0千円	①20,000円 ②10,000円
	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止		0千円	日額730円を超えない額

		されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等		
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	214千円	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	892千円	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	872千円	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	1千円	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行等引率業務 ④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） ⑥入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	452,555千円	①日額 8,000円 ②日額 7,500円 ③日額 5,100円 ④日額 5,100円 ⑤日額 3,600円又は1,800円 ⑥日額 1,125円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	7,940千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	95,719千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	8千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	368,714千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	2,695千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	115千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（令和4年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（令和4年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算額）	3,859,432千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	565千円

支給実績（令和3年度決算額）	3,610,481千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	527千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 6,500円</li> <li>子 10,000円</li> <li>父母等 6,500円</li> </ul> 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	-	1,745,893千円	234,222円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	<b>【借家・借間居住者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円</li> <li>家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円</li> <li>家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額）</li> </ul>	異	<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃27,000円以下 家賃額 - 16,000円</li> <li>家賃27,000円超61,000円未満 (家賃額 - 27,000円) × 1 / 2 + 11,000円</li> <li>家賃61,000円以上 28,000円（支給限度額）</li> </ul>	1,385,965千円	265,511円
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：414,300円	同	-	67,318千円	1,121,967円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	<b>【公共交通機関利用者】</b> 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	1,541,825千円	103,305円
		<b>【交通用具利用者】</b> 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ~ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 31,600円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	30,000円 + 加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて8,000円～70,000円	同	-	203,636千円	364,286円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	1,358,834千円	699,709円
特勤手当及び特勤手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	21,889千円	200,812円
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			100,931千円	303,098円

定 時 制 通 信 教 育 手 当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			30,021千円	288,661円
産 業 教 育 手 当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			101,869千円	296,994円
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			693,510千円	63,046円
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			35,340千円	229,481円
宿 日 直 手 当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	449,786千円	175,150円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて3,000円～12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	55,390千円	86,143円
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	141,533千円	72,248円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。

## オ 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,188,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	949,400円 (1,010,000円)
報 酬	議 長	970,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	820,000円
期 末 手 当	知 事	(令和4年度支給割合)
	副 知 事	3/30月分
	議 長	(令和4年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3/30月分
退 職 手 当		(算定方式) (支給時期)
	知 事	132万円 × 在職月数 × 0.481 (任期毎)
	副 知 事	101万円 × 在職月数 × 0.365 ( " )

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき、それぞれ知事10%、副知事6%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載しています。

## カ 公営企業職員の状況

### (ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来69年を経過し、現在、銅山川第一発電所(2基)、同第二発電所、同第三発電所、富

郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所（10基）において、最大出力66,836キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 ( A )	純損益又は 実質収支	職員給与費 ( B )	総費用に占める職員 給与費比率( B / A )	令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 2,409,755	千円 152,291	千円 415,231	% 17.2	% 18.7

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 ( A )	給 与 費					1人当たり 平均給与費 ( B / A )
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 ( B )	
令和5年度	人 83	千円 16,435	千円 311,592	千円 75,564	千円 160,374	千円 563,965	千円 6,795

注1 職員数及び給与費は、令和5年度当初予算に計上された数値（再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和5年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

県営電気事業に従事する令和5年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員1人及びフルタイム会計年度任用職員6人を含まない。）は、59人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	45歳4月	348,886円	437,424円 (561,012円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,645千円		1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,525千円	
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当 2.40月分 (1.35月分)	勤勉手当 2.00月分 (0.95月分)	期末手当 2.40月分 (1.35月分)	勤勉手当 2.00月分 (0.95月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.00月分、勤勉手当2.40月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。



(b) 退職手当（令和5年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
		勤奨・定年		自己都合	勤奨・定年
1人当たり平均支給額	22,607 千円		1人当たり平均支給額	2,852 千円	20,988 千円

注 1人当たり平均支給額は、令和4年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	17千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	851円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	35.7%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に 勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事 及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシ ング及びドラフトチューブの内部作 業等 ③ずい道水圧管内における調査、 測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上 の墜落の危険が特に著しい箇所 で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ 類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業 務	千円 17	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取 得及び権利の消滅等に伴う損失の 補償等に関し、これらの権利者等 と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	32,253千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	717千円
支給実績（令和3年度決算）	34,697千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	826千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 9,390	円 260,833
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,866	円 260,500
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,483	円 77,393
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 912	円 456,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,196	円 799,600
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 24	円 3,429
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,443	円 174,529

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来59年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、西条地区工業用水道の2地区において、計画給水量193,420立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 857,006	千円 464,673	千円 125,701	% 14.7	% 4.5

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
令和5年度	人 24	千円 8,734	千円 88,310	千円 17,141	千円 38,420	千円 152,605	千円 6,359

注1 職員数及び給与費は、令和5年度当初予算に計上された数値(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む)であり、令和5年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

県営工業用水道事業に従事する令和5年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員3人及びフルタイム会計年度任用職員2人を含まない。)は、16人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	52歳2月	372,012円	425,314円 (557,668円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況(フルタイム会計年度任用職員を除く)

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(工業用水道事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,540千円		1,525千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分
(1.35月分)	(0.95月分)	(1.35月分)	(0.95月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.00月分、勤勉手当2.40月分となっています。

2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当(令和5年4月1日現在)

愛媛県公営企業(工業用水道事業)			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置(2~20%加算)			定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	退職者なし		1人当たり平均支給額	2,852千円	20,988千円

注 1人当たり平均支給額は、令和4年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		14千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		1,130円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		66.7%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	①傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 ②水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ③ずい道水圧管内における調査、測量作業等 ④地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 ⑤金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 14	①日額 570円 ②日額 400円 ③日額 340円 ④日額 220円 ⑤日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	7,534千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	502千円
支給実績（令和3年度決算）	7,970千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	419千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

注2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,355	円 169,375
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,430	円 286,080
通勤手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 1,247	円 73,335
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 360	円 360,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 2,569	円 642,300
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 88	円 17,600
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来66年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,554床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 49,388,572	千円 2,118,690	千円 18,283,421	% 37.0	% 39.0

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費77,921千円を含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度	人 2,738	千円 316,263	千円 10,054,362	千円 6,017,268	千円 4,245,588	千円 20,633,481	千円 7,536

注1 職員数及び給与費は、令和5年度当初予算に計上された数値(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む)であり、令和5年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

県営病院事業に従事する令和5年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員47人及びフルタイム会計年度任用職員529人を含まない。)は、2,048人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県			
医 師	45歳0月	590,292円	1,285,080円 (1,465,310円)
看 護 師	39歳6月	317,271円	406,121円 (519,393円)
事務職員	38歳11月	296,857円	393,677円 (499,364円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況(フルタイム会計年度任用職員を除く)

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業(病院事業)		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,558千円		1,525千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分	2.40月分	2.00月分
(1.35月分)	(0.95月分)	(1.35月分)	(0.95月分)

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置
----------------------------------	----------------------------------

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.00月分、勤勉手当2.40月分となっています。  
2 ( )内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和5年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			その他の加算措置 退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年
医師	1,275 千円	21,710 千円		2,852 千円	20,988 千円
看護師	1,589 千円	19,791 千円			
その他	883 千円	16,742 千円			

注1 1人当たり平均支給額は、令和4年度中に退職した職員に支給された額の平均です。  
2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除く全ての職員です。

(c) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給総額（令和4年度決算）		288,355千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		970,891円		
区分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医師		16%	295人	16%

注1 支給対象職員数は、令和5年4月1日現在の職員数です。  
2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		592,716千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		330,020円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		84.1%		
手当の種類（手当数）		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度）	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 0	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,509	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 9,204	日額 230円

伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理 作業	千円 43	日額 290円
	病院において新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護等に 従事する職員（新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病医 療従事手当の特例）	新型コロナウイルス感染症の患者 等の診療、看護等 新型コロナウイルス感染症の病原 体が付着した物件等の処理作業 新型コロナウイルス感染症の患者 又はその疑いのある者から検体を 採取する作業	千円 85 207	日額 3,000円又は 日額 4,000円 （身体に接触又は長時間 接するもの）
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務 する職員	精神病患者等の看護又はこれらの 者に接する業務	千円 156	日額 320円
夜間看護手当	①病院で深夜に勤務する看護師等 ②③病院に勤務する医療職給料表 の適用を受ける職員	①正規の勤務時間による勤務の一 部又は全部が深夜（午後10時から 翌日の午前5時までの間）におい て行われる看護等の業務 ②救急患者に対処するために命を 受け自宅等でする待機 ③待機中に呼出しを受け、正規の 勤務時間以外の時間において行っ た手術等の業務	千円 388,705	①1回 2,150円から3,5 50円まで ②1回 860円 ③1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の 業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、 調査、捜索救難等の業務	千円 549	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救 急医療業務	千円 41,840	1時間当たりの給与額× 従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業 務	千円 23,275	1回 5,000円から20,00 0円
救急病院看護業務手当	病院に勤務する看護職員	当該職員の担当する看護業務	千円 90,228	月額 12,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	1,914,548千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	941千円
支給実績（令和3年度決算）	1,924,872千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	989千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 184,420	円 237,217
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 209,206	円 277,830
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 141,656	円 94,500
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 13,872	円 408,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 65,779	円 1,060,956
初 任 給 調 整 手 当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 （南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円）	異	医師への加算	千円 1,007,666	円 3,392,816
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 196,635	円 374,544

管理職員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 19,899	円 343,087
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 187,201	円 194,798

(工) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	788,500円(830,000円)
期末手当	(令和4年度支給割合) 3.25月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 83万円×在職月数×0.24(任期毎)

注 給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき5%の減額をした後の額であり、( )内の金額は、減額前の額を記載

(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

令和4年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、午後零時から午後1時まで)となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。令和4年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位:日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	10.7	9.9	9.8	9.2	10.8	11.0	13.1

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障がいのため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(5) 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。令和4年度中に新たに育児休業を取得した職員数は、425人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:人)

区 分	知 事	公営企業管理者	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児休業者数	77	98	1	1	217	31	425

注 会計年度任用職員を含む。



## (イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。令和4年度中に新たに部分休業を取得した職員数は、57人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
部分休業者数	18	21	15	3	57

注 会計年度任用職員を含む。

## (ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。令和4年度中に新たに育児短時間勤務した職員数は、51人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
育児短時間勤務者数	10	35	4	2	51

## (エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間（国際貢献活動は3年間）を限度に休業することが認められる制度です。令和4年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員数は1人です。

(単位：人)

区 分	教 育 委 員 会	合 計
自己啓発等休業者数	1	1

## (オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和4年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員数は、0人です。

## (カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。令和4年度中に新たに修学部分休業を取得した職員数は、0人です。

## (キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。令和4年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員数は、0人です。

## (ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和4年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員数は、0人です。

(6) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。令和4年度における分限処分数は、465件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	0	0	0
休 職	145	95	190	35	465
降 任	0	0	0	0	0
合 計	145	95	190	35	465

注 会計年度任用職員を含む。

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。令和4年度における懲戒処分数は、14件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	1	1	0	2
停 職	0	0	2	2	4
減 給	1	0	1	2	4
戒 告	1	1	1	1	4
合 計	2	2	5	5	14

注 会計年度任用職員を含む。

(7) サービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、サービス上の強い制約を課しています。各任命権者においては、令和4年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。

参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について	参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
愛媛県知事選挙の選挙当日における便宜供与について	愛媛県知事選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、年末の機会などにおいて、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
病気休暇等の適切な取り扱いについて	病気休暇の取得やテレワークの実施について、適正に運用するように周知徹底を図りました。
統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保について	統一地方選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について	統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 職員が仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進を図ることを目的として、管理職等を対象に研修を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (エ) 綱紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

## イ 教育委員会

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」について、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行期日を定める政令」により、一部の規定を除き、令和4年4月1日に施行されることを受け、周知徹底を図りました。
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。
児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について	文部科学省から、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画が公表されたことを受け、教育職員等の研修に活用するよう周知を図りました。
教職員等の選挙運動の禁止等について	選挙における地方公務員の政治的行為の制限や選挙運動の禁止について周知徹底を行い、教職員が公務員として政治的中立を失い、住民の信頼を損なうことがないように周知を行いました。
参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について	参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。

愛媛県知事選挙の選挙当日における便宜供与について	愛媛県知事選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。
綱紀の保持及び服務規律の確保について	綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、年末の機会などにおいて、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。
教職員等の選挙運動の禁止等について	統一地方選挙における地方公務員の政治的行為の制限や選挙運動の禁止について周知徹底を行い、教職員が公務員として政治的中立を失い、住民の信頼を損なうことがないように通知を行いました。
病気休暇等の適切な取り扱いについて	病気休暇の取得やテレワークの実施について、適正に運用するように周知徹底を図りました。
統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保について	統一地方選挙における職員の服務規律の確保について周知徹底を図りました。
統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について	統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について周知を行いました。

## ウ 警察本部長

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント相談員名簿の送付	ハラスメント防止対策要綱に基づき、防止対策の実効性を高めるためハラスメント相談員を選定し、ハラスメント相談窓口を継続して職員に通知の上、効果的活用を図るよう指示しました。
ハラスメント防止対策推進月間の実施	毎年11月をハラスメント防止月間に指定しており、ハラスメント相談窓口を含む各種制度の周知及び利用促進、職員への意識啓発の促進及び教養を実施しました。また、同期間中に、所属長級以上の職員を対象としたハラスメント研修会を実施しました。
服務だより「ストップ・ハラスメント」の発出	ハラスメント事案を認知した場合、服務だより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
ハラスメント防止対策の更なる徹底	ハラスメント事案の背景・要因を分析し、ハラスメント防止対策の推進の更なる徹底を指示しました。また、ハラスメントの兆しを把握した場合の公正かつ客観的な事実に基づいた対応及び確実な組織報告の徹底を指示しました。
営利企業等の従事制限に関する遵守の徹底	全職員に営利企業等への従事制限の趣旨を周知徹底するとともに、各所属には身上把握等を通じてその実態を把握するように指示しました。
統一地方選挙における警察職員の服務規律の保持	警察職員の職務の特殊性及び基本的留意事項の周知徹底を指示しました。
利害関係者等との交際に係る職務の公正の保持の徹底	利害関係者等との交際の在り方について、県民に疑惑や不信を抱かれることがないように、関係法令等の遵守及び職務の公正の保持の徹底を指示しました。
非違事案防止に向けた各種施策の着実な実施	非違事案の未然防止に資する業務改善、高い規律と士気を有する職場環境の確立、非違事案の現状とその防止対策、身上把握の徹底等について指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	効果的な身上把握及び生活指導の充実、飲酒に対する警察職員としての自覚の醸成、交通事故・違反等の防止、殉職・受傷事故の絶無について指示しました。
非違事案の絶無に向けた取組	治安維持を担う職責の重要性を理解させる指導教養・業務管理の徹底、職務倫理の基本や非違事案防止の継続的な指導教養について指示しました。

年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止	職務倫理教養の推進、きめ細かな身上把握及び生活指導の徹底、基本を厳守した業務管理の徹底、飲酒に絡む非違事案の絶無、交通事故及び交通違反の防止、殉職受傷事故の防止について指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種非違事案防止	未処理事件や証拠物件関係などの業務上の重点事項、その他交通事故・違反、私生活上の重点事項について指示しました。
愛媛県警察「職務倫理の日」の創設	毎月25日を「職務倫理の日」とし、職員が高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持するためのより一層の取組を行い、非違事案の防止を図り、誇りと使命感を持って職務にまい進するように指示しました。
迅速な表彰上申	適正な業務評価に基づきタイムリーな表彰・賞揚を行い、士気高揚及び誇りと使命感の醸成により組織を活性化させました。
教養資料の発出	全職員に対し、全国の懲戒処分事例や、県下における非違・不適正事案の発生状況等を周知し、教養を実施しました。
「ストップ事故通信」の発出	全職員に対して、発生頻度が高い交通事故の種類、原因、防止方策等について周知し、交通事故防止の徹底を指示しました。

(8) 退職管理の状況

**知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長**

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

(9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、令和4年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用会計年度任用職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要なとされる知識・技術の習得を目的とする研修	10コース 参加者1,723人
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	27コース 参加者 716人
指 導 者 養 成 研 修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 219人
復 帰 者 支 援 研 修	育児休業者が職場復帰するにあたり抱く不安の解消と、職場への円滑な適応を図るため、育児復帰者支援講座を実施	1コース 参加者 8人
部 局 研 修	新たに会計、土木業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	4コース 参加者 165人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(11人)や自治大学校(3人)、民間企業等(7人)へ職員を派遣しました。

また、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人日本台湾交流協会等に6人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関(2人)や海外の学会等(4人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(25コース、738人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。(1人)

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、人事院四国事務局等が実施する研修を受講させました。(5人)

(エ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、事務局内で職員研修会や検討会を実施するとともに、四国4県及び全国の監査関係組織の研修会がオンラインにより開催されました。

(オ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者、40歳に達した者等を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 18コース 参加者 1,334人
		〔県立学校教職員〕 23コース 参加者 351人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 32コース 参加者 6,634人
		〔県立学校教職員〕 14コース 参加者 1,755人
課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 316コース 参加者14,231人
		〔県立学校教職員〕 87コース 参加者 4,739人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 103人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教職員支援機構等 25人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 12人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 5人

(カ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、令和4年度は、採用時教養(5期 162人)、専科等(42期 515人)の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（106人）、警察大学校等（88人）で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。令和4年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診等を行いました。また、共済組合と共同でがん検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、情報機器作業従事者検診、各種がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（令和4年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	5,423人 一次検査 受診率 99.4%
	特別定期健康診断	1,754人 放射線業務従事職員健診、特定化学物質等使用職員健診、有機溶剤使用職員健診、酸等使用職員 歯科健診、深夜業務等従事職員健診
	ストレスチェック	6,608人 受検率 89.7%
そ の 他 検 診	562人	振動業務従事者健診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農業使用職員健診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	8,479人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	3,050人 人間ドック、腹部超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断	3,428人 一次検査 受診率 99.8%
	ストレスチェック	4,044人 受検率 99.9%
そ の 他 検 診	414人	VDT作業従事者検診（一次、二次）、農業使用業務従事者検診
が ん 検 診 等	が ん 検 診	6,948人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人 間 ド ッ ク 等	1,515人 人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	288人	一次検査 受診率 100%

	特別定期健康診断	0人	有害業務等従事職員検診
	ストレスチェック	364人	受検率 96.8%
その他検診		32人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	649人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	197人	人間ドック、腹部超音波検診

（警察本部長）

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,514人 一次検診 受診率 100%
	特別定期健康診断	753人 有機溶剤業務従事者検診、潜水業務従事者検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診
	ストレスチェック	2,908人 受検率 100%
その他検診	122人	情報機器作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	2,135人 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人間ドック等	992人 人間ドック、腹部超音波検診

b メンタルヘルス対策

区分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教育委員会	「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき教職員の心の健康づくりに積極的に取り組んでおり、精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による休職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック（令和5年3月改訂）」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナーが、それぞれ行われました。
警察本部長	警察共済組合と共同で部外カウンセラー（精神科医）による相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を実施しました。

c 健康相談・健康教育

区分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教育委員会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、電話相談等が行われました。
警察本部長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート等健康教育事業を行いました。また、警察共済組合において、健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	12
	衛生委員会	10
公営企業管理局	衛生委員会	4
教育委員会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	68
警察本部長	安全衛生委員会	18



(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。令和4年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、スポーツ施設、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、退職準備セミナー等のライフプランの支援事業、宿泊事業等が、互助会において、法律相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。

共済組合福祉事業  
令和4年度実績

区 分		利用者数
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 7,537人 被扶養者数 5,713人	健 診 事 業	12,073人
	健 康 づ く り 事 業	8,527人
	愛 媛 診 療 所	791人
	貸 付 累 計 件 数	524件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 14,715人 被扶養者数 9,284人	健 診 事 業	3,689人
	健 康 づ く り 事 業	1,711人
	そ の 他 事 業	5,386人
	にぎたつ会館（利用補助）	9,797人
	貸 付 累 計 件 数	1,221件
警察本部長 【警察共済組合】 組合員数 2,989人 被扶養者数 3,986人	健 診 事 業	4,177人
	健 康 づ く り 事 業	978人
	そ の 他 事 業	115人
	貸 付 累 計 件 数	390人

互助会事業実績  
令和4年度実績

(千円)

区 分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会 員 数 6,442人 会 員 掛 金 132,852千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業等	65,184
教育委員会 会 員 数 11,766人 会 員 掛 金 324,871千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、法律相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等	27,023
警察本部長 会 員 数 2,992人 会 員 掛 金 62,767千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導助成、事件検挙助成等	55,463

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

令和4年度実績

(千円)

区 分	知 事 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
保 健 給 付	110,751	3,181,473	994,619

直営保健給付	2,389	32,392	0
休業給付	254,484	440,793	54,974
災害給付	1,175	0	0
附加給付	22,466	39,733	14,604
一部負担金払戻金等	28,968	57,970	12,361
計	420,233	3,752,361	1,076,558

## (b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区分	主な給付事業	給付総額
知事等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	51,201
教育委員会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	399,767
警察本部長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金	2,780

## c 職員住宅(独身寮)設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位:戸)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長
戸数	196	290	286	754

## イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。令和4年度における公務災害・通勤災害の認定件数は、147件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位:件)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
公務災害	19	13	50	53	135
通勤災害	5	4	1	2	12
合計	24	17	51	55	147

## ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。令和4年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

## エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができることとされています。令和4年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

## 2 人事委員会の業務の状況

### (1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

#### ア 採用候補者試験の実施状況

令和4年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

##### (ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格(令和4年4月1日現在)	受付期間	試験実施 年月日
愛媛県職員採用候補者(上級)試験	・年齢21(20)歳以上34歳未満の者 保健師のみ20歳以上34歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	4 . 5 . 9 ~ 5 27	〔第1次〕 4 . 6 . 19 〔第2次〕 4 . 7 . 8 ~ 7 28
	行政事務B ・年齢21歳以上27歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者	4 . 3 . 8 ~ 3 22	〔第1次〕 4 . 4 . 1 ~ 4 13 〔第2次〕 4 . 5 . 28 ~ 5 30
愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験	行政事務 年齢21歳以上48歳未満の者で、愛媛県外に本社を置く民間企業等での職務経験が5年以上ある者	4 . 6 . 1 ~ 6 20	〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 4 . 8 . 19 ~ 8 21 〔第3次〕 4 . 10 . 22
	技術職 年齢21歳以上48歳未満の者で、愛媛県外に本社を置く民間企業等での職務経験が5年以上ある者		〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 4 . 7 . 29 ~ 8 27
愛媛県職員採用候補者(初級)試験	年齢17歳以上21歳未満の者 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	4 . 8 . 12 ~ 8 29	〔第1次〕 4 . 9 . 25 〔第2次〕 4 . 10 . 20 ~ 10 30
愛媛県職員採用候補者(資格免許職)試験	司書 年齢21歳以上34歳未満の者で、司書の資格を有する者又は取得する見込みの者		
障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験	年齢17歳以上34歳未満の者で、以下の項目のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・児童相談所等により知的障がいがあると判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	4 . 8 . 23 ~ 9 . 9	〔第1次〕 4 . 10 . 23 〔第2次〕 4 . 11 . 22 ~ 12 . 1
愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験	男性 年齢17歳以上34歳未満の男子で、大学卒業者又は令和5年3月末日までに大学卒業見込みの者	4 . 4 . 1 ~ 4 . 18	〔第1次〕 4 . 5 . 7 ~ 5 . 8 〔第2次〕 4 . 6 . 6 ~ 6 . 14
	女性 年齢17歳以上34歳未満の女子で、大学卒業者又は令和5年3月末日までに大学卒業見込みの者		

愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験	男性	年齢17歳以上32歳未満の男子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)	4 . 8 . 25 ~ 9 . 13	〔第1次〕 4 . 10 . 15 ~ 10 . 16
	女性	年齢17歳以上32歳未満の女子 (大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。)		〔第2次〕 4 . 11 . 9 ~ 11 . 17

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務 A	78	450	315	178	146	85	3.7倍
学校事務	25	93	76	61	54	28	2.7倍
警察事務	7	71	53	21	21	14	3.8倍
警察事務（情報）	1	1	1	1	1	1	1.0倍
総合土木 A	17	34	24	24	21	17	1.4倍
建築	2	6	4	3	3	2	2.0倍
農業	9	38	31	23	19	9	3.4倍
畜産	2	9	7	7	5	2	3.5倍
林業	6	9	8	6	3	3	2.7倍
水産	2	20	18	6	5	2	9.0倍
電気・電子	2	8	5	5	5	2	2.5倍
化学	3	19	14	9	7	4	3.5倍
薬剤師	8	21	20	20	14	11	1.8倍
福祉	5	8	8	7	5	5	1.6倍
心理	3	8	8	6	6	3	2.7倍
保健師	13	31	18	16	15	13	1.4倍
管理栄養士	1	15	15	4	4	1	15.0倍
鑑識（法医）	1	11	10	4	4	2	5.0倍
合計	185	852	635	401	338	204	3.1倍

b 愛媛県職員採用候補者（上級）試験〔行政事務B及び総合土木B〕

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務 B	16	155	123	45	34	21	5.9倍
総合土木 B	8	20	12	7	5	4	3.0倍
合計	24	175	135	52	39	25	5.4倍

c 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔行政事務〕

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	3次合格者数	競争倍率
行政事務	11	83	30	24	16	16	13	6.4倍

d 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔技術職〕

(単位：人)

試験区分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
総合土木	3	9	5	5	4	2.3倍
農業	2	8	5	3	1	8.0倍
林業	2	7	3	2	1	7.0倍
福祉	2	1	1	1	1	1.0倍
心理	1	2	2	2	1	2.0倍

保 健 師	2	4	4	4	2	2.0倍
合 計	12	31	20	17	10	3.1倍

e 愛媛県職員採用候補者（初級）試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一 般 事 務	20	81	73	50	46	32	2.3倍
警 察 事 務	8	63	60	16	14	14	4.3倍
電 気	1	2	1	1	1	1	1.0倍
合 計	29	146	134	67	61	47	2.9倍

f 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
司 書	1	23	20	5	5	1	20.0倍

g 障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一 般 事 務	3	24	23	9	9	3	7.7倍

h 愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官（男性）	45	213	161	133	114	90	1.8倍
警 察 官（女性）	11	56	47	35	31	22	2.1倍
合 計	56	269	208	168	145	112	1.9倍

i 愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験

（単位：人）

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官（男性）	51	278	184	136	121	102	1.8倍
警 察 官（女性）	13	97	72	33	29	26	2.8倍
合 計	64	375	256	169	150	128	2.0倍

## イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められているが、令和4年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

㊦ 採用選考

（単位：人）

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
行 政 職	1	主 事 ・ 技 師	10	5	12	1	28
	2	主 事 ・ 技 師	2		2		4
	3	係 長	7		4		11
	4	専 門 員	4		18		22
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹	1		2	1	4
	6	本 庁 課 長			11		11
	7	参 事			2		2
	8	本 庁 局 長	3				3

	9	本 庁 部 長					
公 安 職	1	巡 査				2	2
	2	主 任					
	3	係 長				4	4
	4	係 長				6	6
	5	課 長 補 佐				10	10
	6	本 部 課 次 長				3	3
	7	本 部 課 長				2	2
	8	参 事 官					
	9	部 長					
研 究 職	1	研 究 員	1				1
	2	主 任 研 究 員					
	3	主 任 研 究 員				1	1
	4	主 席 研 究 員					
	5	機 関 の 長					
医 療 職 (一)	1	技 師	6	14			20
	2	係 長 ・ 医 長	1	21			22
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		4			4
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		5			5
	5	医 監		1			1
医 療 職 (二)	1	技 師		1			1
	2	技 師	3	3			6
	3	主 任					
	4	係 長	2				2
	5	専 門 員					
	6	地 方 機 関 の 課 長					
	7	地 方 機 関 の 長					
医 療 職 (三)	1	技 師					
	2	技 師	1	108			109
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	副 看 護 部 長					
	7	看 護 部 長 ・ 地 方 機 関 の 長					
技 能 労 務 職							
合 計			41	162	51	30	284

(1) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行 政 職	3	係 長								
	4	専 門 員								
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹								
	6	本 庁 課 長	59					13	2	74
	7	参 事	44	3	1	1	1	6	2	58

	8	本 庁 局 長	24	2	1			1		28
	9	本 庁 部 長	7			1	1			9
公 安 職	2	主 任								
	3	係 長								
	4	係 長								
	5	課 長 補 佐								
	6	本 部 課 次 長								
	7	本 部 課 長							14	14
	8	参 事 官							13	13
	9	部 長							8	8
	研 究 職	2	主 任 研 究 員							
3		主 任 研 究 員								
4		主 席 研 究 員								
5		機 関 の 長							1	1
医 療 職 (一)	2	係 長 ・ 医 長								
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長								
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								
	5	医 監		6						6
医 療 職 (二)	4	係 長								
	5	専 門 員								
	6	地 方 機 関 の 課 長								
	7	地 方 機 関 の 長	2	3						5
医 療 職 (三)	4	主 任								
	5	専 門 員								
	6	副 看 護 部 長								
	7	看 護 部 長 ・ 地 方 機 関 の 長	1							1
合 計			137	14	2	2	2	20	40	217

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	13
警 部	5
警 部 補	3
巡 査 部 長	5
合 計	26

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

(ア) 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告

報 告 及 び 勧 告 の 日	令 和 4 年 10 月 5 日
報 告 及 び 勧 告 の 相 手 方	議 会 議 長 及 び 知 事

## (イ) 公立学校に設置する指導教諭の給与制度に関する報告

報 告 の 日	令 和 4 年 8 月 24 日
報 告 の 相 手 方	議会議長、知事及び教育委員会教育長

## イ 報告及び勧告の概要

## (ア) 県職員の給与と民間給与との比較

## a 月例給

令和4年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均991円(0.28%)下回っています。

民間給与 (A)	354,378円	較 差 (A - B) 991円(0.28%)
県職員給与 (B)	353,387円	

## b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は4.41月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4.30月分が、民間における年間支給割合を0.11月分下回っています。

## (イ) 県職員の給与

## a 給与の改定

## (a) 月例給

- ① 給料表については、人事院勧告の内容(初任給3,000円~4,000円、若年層の引上げを基本に改定)を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じて得た額に改定すべきです(行政職の平均改定率0.30%)。
- ② ①の実施時期は、令和4年4月1日とすべきです。

## (b) 特別給

令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を0.10月分(令和5年度以降は年間0.10月分)引き上げるべきです。

## b その他

テレワークに関する給与面での対応について、国の動向を注視する必要があります。

## (ウ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等

令和4年の人事院報告において、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組を進めていくこととされており、本県においても、定年の段階的引上げに伴う役職定年制の対象者の給与水準が適正なものとなるよう必要な検討を行うとともに、今後の国の動向を注視する必要があります。

## (エ) 公務運営に関する課題

## a 人材の確保・育成

複雑化・高度化する行政課題を的確に捉え、その解決に向けて果敢に挑戦できる高い使命感と資質を持った多様な有為の人材を確保することは極めて重要であり、引き続き、より効果的な情報発信に努めるとともに、時代に即した試験制度の在り方や人材の確保策について幅広く検討し、受験者確保により積極的に取り組むほか、人材育成に資する人事管理を一層進めていく必要があります。

女性職員が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境や、障がいのある職員がその能力を最大限に発揮し活躍できる職場環境、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に取り組むことが重要です。

## b 仕事と家庭生活の両立支援の推進

妊娠、出産、育児、介護等に係る休暇・休業等の両立支援制度について、一層の周知・啓発を図るとともに、両立支援の重要性について職員全体の理解を深め、制度を利用しやすい職場環境の整備を着実に進める必要があります。

テレワーク、フレックスタイム制等、柔軟で多様な働き方に対応した勤務制度の活用等により、全ての職員が個人の希望や抱える事情に応じた働き方が選択でき、その能力を十分に発揮できる職場づくりに一層注力して取り組む必要があります。

## c 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務を縮減するため、上限を超えて超過勤務を命じた要因の分析・検証等を適切に実施し、その結果を踏まえた実効性ある取組をより一層進めるほか、職員の勤務状況を適切に把握・確認するとともに、業務の見直し・削減・合理化の推進、業務量に応じた適正な人員配置及び柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に努めることが必要です。

また、引き続き年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努め、なお一層取得促進に取り組む必要があります。

## d 職員の健康管理

長期の病欠休暇取得者等のうち精神疾患による者の割合が半数を超える状況が続いていることから、ストレスチェック制度を効果的に



活用し、職場のストレス要因の軽減・除去に取り組むとともに、職員の労働時間の状況を把握し、過重労働等による健康障害の発生の未然防止により一層努める必要があります。

また、職場におけるハラスメントについては、防止に係る要綱等や相談体制の整備等により、防止や解決に向けた取組が行われているところであり、引き続き未然防止に努め、風通しのよい職場環境を維持することが必要です。

#### e 定年の引上げ

令和5年4月からの定年の段階的引上げに向けて、新たな制度が法の趣旨に沿って円滑に導入されるよう、60歳以後の制度についての適切な情報提供をはじめとした準備を着実に進めることが必要です。

あわせて、段階的な定年の引上げ期間中に措置される暫定再任用制度についても、引き続き、能力及び経験が活かせる環境整備に努めていく必要があります。

#### (オ) 公立学校に設置する指導教諭の給与制度に関する報告

本県教育委員会において、令和6年度から公立学校に指導教諭を設置する方向で検討が進められたことから、その職務内容を考慮し、給与上の措置について報告しました。

##### a 指導教諭の職務の級

- ・ 現行の高等学校等教育職員給料表に2級の特例として特2級を設け、指導教諭については特2級により処遇することが適当です。
- ・ 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける指導教諭については、主幹教諭と同様に特2級により処遇することが適当です。

##### b 指導教諭に対する手当等の取扱い

- ・ 他の教育職員との均衡を考慮して措置することが適当です。

### (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

令和4年度中の要求件数、終結件数及び令和5年度への繰越件数はいずれもありません。

### (4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

当委員会に対する審査請求の状況（県分）は次のとおりです。

主な内容	令和3年度末の係属件数	令和4年度中の請求件数	令和4年度中の終結件数	令和5年度への繰越件数
分限処分	1	0	1	0
懲戒処分	0	0	0	0
転任処分・その他	0	0	0	0
計	1	0	1	0

### (5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び審査請求に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

前年度からの繰越件数は2件、令和4年度中の相談件数は5件、処理件数は5件、令和5年度への繰越件数は2件です。

## ○ 公 告

### 技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和5年6月24日から9月3日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和5年9月29日

愛媛県知事 中村時広

造園（造園工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 3	C 4	C 5

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 C 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	B 1

金属熱処理（一般熱処理作業）

2級

受 検 番 号
A 甲 1

機械加工（普通旋盤作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1	B 2	C 1	C 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 7	B 1

機械加工（数値制御旋盤作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 2 C 5	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	C 3

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	B 1	C 1	C 2	C 3

機械加工（フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
C 1

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	C 1

機械加工（円筒研削盤作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 7	A 甲 9	C 1	C 2

鉄工（構造物鉄工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	C 1	C 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

建築板金（内外装板金作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 4

2級

受 検 番 号
C 1

建築板金（ダクト板金作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

めっき（溶融亜鉛めっき作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 2	A 甲 5 B 4	A 甲 6 C 1	A 甲 7	A 甲 9	B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 2	A 甲 3 C 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	C 1

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1級

受検番号
C 1

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 9	B 1

産業車両整備（産業車両整備作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 7
A甲 8	A甲 9	A甲 10	B 1		

建設機械整備（建設機械整備作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 5	A甲 13	A甲 14

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 11
A甲 12	A甲 16	A甲 17	A甲 18	C 1	C 3
C 4					

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	C 1	C 3	C 5

建具製作（木製建具手加工作業）

1級

受検番号
A甲 1

2級

受 検 番 号
C      1

プラスチック成形（射出成形作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	B        1

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    4	C        1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C        1	C        2

酒造（清酒製造作業）

2 級

受 検 番 号
C        1

とび（とび作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    2	A 甲    3	A 甲    4	A 甲    11	A 甲    12	A 甲    18
A 甲    19	A 甲    20	A 甲    21	A 甲    24	B        3	C        3

2 級

受 検 番 号
A 甲    1

左官（左官作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲    1	A 甲    2	A 甲    3	A 甲    4	A 甲    5	A 甲    6
B        2	B        3				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	D 1

タイル張り（タイル張り作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 2	C 1	C 2

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	C 1

防水施工（FRP防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	B 2	C 1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	C 1	C 2	C 3

内装仕上げ施工（化粧フィルム工事業）

1 級

受 検 番 号
D 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

熱絶縁施工（保温保冷工事業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 3

サッシ施工（ビル用サッシ工事業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 3

表装（表具作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	B 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

表装（壁装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 3



塗装（建築塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 C 13	C 4 C 14	C 5 C 16	C 8	C 9	C 12

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 9	A 甲 3 C 11	A 甲 4	B 1	C 1	C 2

塗装（金属塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	B 2

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6

---

雑 報

---

○公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和4年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理事長 安川正貴

貸借対照表

(令和5年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金	額
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		643,989,000
建物	1,844,510,210	
建物減価償却累計額	785,035,032	1,059,475,178
構築物	27,709,500	
構築物減価償却累計額	11,607,852	16,101,648
工具器具備品	213,314,112	
工具器具備品減価償却累計額	156,353,511	56,960,601
図書		289,041,767
有形固定資産合計		2,065,568,194
2 無形固定資産		
ソフトウェア		1
電話加入権		18,000
無形固定資産合計		18,001
固定資産合計		2,065,586,195
II 流動資産		
現金及び預金		232,219,470
未収入金		1,254,952
たな卸資産		831,190
前払費用		540,395
流動資産合計		234,846,007
資産合計		2,300,432,202
負債の部		
I 固定負債		
1 資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	165,932,589	
資産見返補助金等	67,428,471	
資産見返寄附金	13,388,978	
資産見返物品受贈額	218,293,231	465,043,269
2 長期リース債務		12,337,946
固定負債合計		477,381,215
II 流動負債		
運営費交付金債務		5,425,825
寄附金債務		15,801,712
前受共同研究費		3,476,825
未払金		72,940,730
リース債務		3,540,995
未払費用		16,712,341
預り科学研究費補助金		15,047,971
預り金		5,902,030
流動負債合計		138,848,429
負債合計		616,229,644
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金		2,206,179,000
資本金合計		2,206,179,000
II 資本剰余金		
資本剰余金		177,489,991
損益外減価償却累計額( )		797,715,354
資本剰余金合計		620,225,363
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金		63,934,936
当期末処分利益		34,313,985
(うち当期総利益)		(34,313,985)
利益剰余金合計		98,248,921
純資産合計		1,684,202,558
負債純資産合計		2,300,432,202

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
経常費用		
業務費		
教育経費	96,527,553	
研究経費	38,788,752	
教育研究支援経費	16,175,668	
共同研究費	2,820,222	
役員人件費	39,613,110	
教員人件費	538,334,936	
職員人件費	127,817,390	860,077,631
一般管理費		143,304,286
財務費用		
支払利息	427,367	427,367
経常費用合計		<u>1,003,809,284</u>
経常収益		
運営費交付金収益		709,749,964
授業料収益		230,353,833
入学金収益		34,770,600
検定料収益		7,809,000
共同研究収益		2,941,642
寄附金収益		742,899
補助金等収益		9,103,370
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	11,909,435	
資産見返寄附金戻入	675,214	
資産見返補助金等戻入	6,821,939	
資産見返物品受贈額戻入	362,785	19,769,373
財務収益		
受取利息	4,383	4,383
雑益		
財産貸付料収益	354,262	
手数料収入	338,450	
物品等売却収入	219,944	
雑益	9,214,398	10,127,054
経常収益合計		<u>1,025,372,118</u>
経常利益		21,562,834
当期純利益		<u>21,562,834</u>
前中期目標期間繰越積立金取崩額		<u>12,751,151</u>
当期総利益		<u><u>34,313,985</u></u>

(注1) 資本剰余金を減額したコスト等に関する事項

損益外減価償却相当額	69,785,240円
引当外賞与増加見積額	912,117円
引当外退職給付見積額	25,713,997円
資本剰余金を減額したコスト等	43,159,126円

(注2) 科学研究費助成事業等に関する事項

科学研究費助成事業等の直接経費のうち、当期に受け入れた金額は17,640,000円、支出した金額は15,960,187円です。

## キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	123,072,155
人件費支出	714,635,368
その他の業務支出	131,101,139
運営費交付金収入	722,146,750
授業料収入	210,663,183
入学金収入	32,101,000
検定料収入	7,809,000
共同研究収入	4,367,000
寄附金収入	325,000
補助金収入	14,603,370
その他の収入	9,011,507
小計	<u>32,218,148</u>
設立団体納付金の支払額	106,363,786
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>74,145,638</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	<u>65,752,234</u>
小計	65,752,234
利息の受取額	<u>4,383</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>65,747,851</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	<u>5,237,463</u>
小計	5,237,463
利息の支払額	<u>474,959</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>5,712,422</u>
IV 資金増加額	145,605,911
V 資金期首残高	<u>377,825,381</u>
VI 資金期末残高	<u><u>232,219,470</u></u>

利益の処分に関する書類

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額		
I 当期末処分利益 当期総利益	34,313,985		
II 利益処分額 積立金	15,131,548		
地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額 (教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">19,182,437</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">34,313,985</td> </tr> </table>	19,182,437	34,313,985
19,182,437	34,313,985		

# 純資産変動計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【単位：円】

	I 資本金			II 資本剰余金						III 利益剰余金（又は繰越欠損金）					IV 評価・換算差額等		純資産合計		
	設立団体出資金	その他地方公共団体出資金	合計	資本剰余金	減価償却相当累計額(-)	減損損失相当累計額(-)	利息費用相当累計額(-)	承継資産に係る費用相当累計額(-)	除売却差額相当累計額(-)	合計	前中期目標期間繰越積立金	目的積立金	積立金	当期未処分利益(又は当期未処理損失)	うち当期総利益(又は当期総損失)	合計		その他有価証券評価差額金	合計
当期末首残高	2,206,179,000	-	2,206,179,000	159,722,406	727,930,114	0	0	-	0	568,207,708	21,497,470	41,285,518	88,744,052	49,290,418	-	200,817,458	-	-	1,838,788,750
当期変動額																			
I 資本金の当期変動額																			
出資金の受入																			
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による減資																			
II 資本剰余金の当期変動額																			
固定資産の取得				17,767,585						17,767,585									17,767,585
固定資産の除売却																			
減価償却					69,785,240					69,785,240									69,785,240
固定資産の減損																			
時の経過による資産除去債務の増加																			
資産除去債務の履行に伴う取り崩し																			
承継資産の使用等																			
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付																			
その他の資本剰余金の当期変動額(純額)																			
III 利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額																			
(1) 利益の処分又は損失の処理																			
前中期目標期間からの繰越し										94,453,672		94,453,672			0				0
積立金への振替										21,497,470	41,285,518		49,290,418		112,073,406				112,073,406
利益処分による積立												112,073,406			112,073,406				112,073,406
利益処分（又は損失処理）による取り崩し																			
設立団体等納付金の納付												106,363,786			106,363,786				106,363,786
(2) その他																			
当期純利益（又は当期純損失）													34,313,985		34,313,985				34,313,985
前中期目標期間繰越積立金取崩額										30,518,736					30,518,736				30,518,736
目的積立金取崩額																			
その他の利益剰余金の当期変動額(純額)																			
IV 評価・換算差額等の当期変動額(純額)																			
当期変動額 合計	0	-	0	17,767,585	69,785,240	0	0	-	0	52,017,655	42,437,466	41,285,518	88,744,052	14,976,433	-	102,568,537	-	-	154,586,192
当期末末残高	2,206,179,000	-	2,206,179,000	177,489,991	797,715,354	0	0	-	0	620,225,363	63,934,936	0	88,744,052	34,313,985	-	98,248,921	-	-	1,684,202,558

令和5年9月29日

愛媛県報

第447号

## 注 記

## I 重要な会計方針

「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』（令和4年8月31日総務省告示第285号改訂）」及び「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A（総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会 令和4年9月改訂）」を適用しております。

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、運営費交付金特別分（退職一時金及び派遣職員人件費等）については、愛媛県の指定に従い費用進行基準を採用しています。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	11年～27年
構築物	10年
工具器具備品	3年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌事業年度の運営費交付金により財源措置されるものについては、損益計算書（注1）における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

## (2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、損益計算書（注1）における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89条第4項に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

## 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

## 5. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

## II 貸借対照表注記

- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| 1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額     | 41,554,883円  |
| 2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 | 355,456,854円 |
- （愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

## III キャッシュ・フロー計算書注記

## 1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	232,219,470円
うち定期預金（控除）	0円
資金期末残高	232,219,470円

## 2. 重要な非資金取引

該当事項はありません。

IV 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記

損益計算書上の費用	1,003,809,284円
(控除)自己収入等	282,192,625円
損益外減価償却相当額	69,785,240円
引当外賞与増加見積額	912,117円
引当外退職給付見積額	25,713,997円
地方公共団体出資の機会費用	6,270,604円
行政サービス実施コスト	771,046,389円

(注) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率は10年利付国債の令和5年3月31日利回りを参考に0.389%で計算しています。

V 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金のみ運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

【単位：円】

	貸借対照表計上額 ( )	時 価 ( )	差 額
現金及び預金	232,219,470	232,219,470	0
未払金		(0)	0
リース債務	(15,878,941)	(16,078,891)	199,950

負債に計上されているものは、( )で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VIII 重要な後発事項

該当事項はありません。



附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引 当期末残高	摘要	
					当期償却額		当期償却額				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,633,406,200	5,137,000	0	1,638,543,200	737,191,129	62,330,678	0	0	901,352,071	
	構築物	16,950,000	0	0	16,950,000	2,962,202	1,265,560	0	0	13,987,798	
	工具器具備品	71,538,206	12,630,585	0	84,168,791	57,562,023	6,189,002	0	0	26,606,768	
	計	1,721,894,406	17,767,585	0	1,739,661,991	797,715,354	69,785,240	0	0	941,946,637	
有形固定資産 (特定償却資産を除く)	建物	205,967,010	0	0	205,967,010	47,843,903	13,813,572	0	0	158,123,107	
	構築物	10,759,500	0	0	10,759,500	8,645,650	419,273	0	0	2,113,850	
	工具器具備品	174,732,011	22,227,097	67,813,787	129,145,321	98,473,295	10,316,155	0	0	30,672,026	注
	図書	285,332,024	4,242,929	533,186	289,041,767					289,041,767	
	計	676,790,545	26,470,026	68,346,973	634,913,598	154,962,848	24,549,000	0	0	479,950,750	
非償却資産	土地	643,989,000	0	0	643,989,000					643,989,000	
有形固定資産 の合計	土地	643,989,000	0	0	643,989,000					643,989,000	
	建物	1,839,373,210	5,137,000	0	1,844,510,210	785,035,032	76,144,250	0	0	1,059,475,178	
	構築物	27,709,500	0	0	27,709,500	11,607,852	1,684,833	0	0	16,101,648	
	工具器具備品	246,270,217	34,857,682	67,813,787	213,314,112	156,035,318	16,505,157	0	0	57,278,794	
	図書	285,332,024	4,242,929	533,186	289,041,767					289,041,767	
	計	3,042,673,951	44,237,611	68,346,973	3,018,564,589	952,678,202	94,334,240	0	0	2,065,886,387	
無形固定資産	ソフトウェア	3,911,951	0	0	3,911,951	3,911,950	0	0	0	1	
	電話加入権	18,000	0	0	18,000					18,000	
	計	3,929,951	0	0	3,929,951	3,911,950	0	0	0	18,001	

注) 当期有形固定資産増加高の内訳

工具器具備品

図書館総合管理システム 12,277,927円 ほか

当期有形固定資産減少額の内訳

工具器具備品

図書館総合管理システム 11,381,703円(リース期間満了による)

情報科学演習室サーバーシステム 23,433,832円(リース期間満了による)

学内LANサーバーシステム 32,998,252円(リース期間満了による)ほか

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品(灯油等)	583,137	10,117,800	0	10,225,440	0	475,497	
貯蔵品(郵券類等)	281,687	906,350	0	832,344	0	355,693	
計	864,824	11,024,150	0	11,057,784	0	831,190	

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

- (4) 長期貸付金の明細  
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細  
該当事項はありません。
- (6) 公立大学法人債の明細  
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細  
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細  
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細  
該当事項はありません。
- (10) 資本金及び資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
	計	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
資本剰余金	目的積立金	159,704,406	17,767,585	0	177,471,991	注1
	その他	18,000	0	0	18,000	
	計	159,722,406	17,767,585	0	177,489,991	
	損益外減価償却累計額	727,930,114	69,785,240	0	797,715,354	注2
	差引計	568,207,708	52,017,655	0	620,225,363	

注1) 当期増加額は固定資産取得による増加です。

注2) 当期増加額は現物出資および目的積立金を財源とする特定償却資産の減価償却によるものです。

- (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
  - (11) - 1 積立金等の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	41,285,518	0	41,285,518	0	注1
法第40条第1項に基づく積立金	88,744,052	112,073,406	200,817,458	0	注1・2
前中期目標期間繰越積立金	21,497,470	94,453,672	52,016,206	63,934,936	注1・2・3
合計	151,527,040	206,527,078	294,119,182	63,934,936	

注1) 前中期目標最終年度の積立金の期末残高は88,744,052円であり、これに前中期目標期間の最終年度未処分利益49,290,418円、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金41,285,518円及び前中期目標期間繰越積立金21,497,470円を加えると、積立金は200,817,458円となります。

注2) この積立金200,817,458円のうち、今中期目標期間の業務の財源及び固定資産の見合い等として繰越の承認を受けた額は94,453,672円であり、差し引き106,363,786円については設置団体へ返還しております。

注3) 当期減少額のうち30,518,736円は、当該積立金の用途に沿った使用によるものです。

- (11) - 2 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金	
	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備事業	計
建物	5,137,000	5,137,000
工具器具備品	12,630,585	12,630,585
小計	17,767,585	17,767,585
一般管理費		
消耗品費	750,151	750,151
備品費	3,520,000	3,520,000
修繕費	2,827,000	2,827,000
報酬・委託・手数料	5,357,000	5,357,000
通信運搬費	297,000	297,000
小計	12,751,151	12,751,151
合計	30,518,736	30,518,736

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交 付 金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金	小 計	
令和4年度	-	722,146,750	709,749,964	6,970,961	0	0	716,720,925	5,425,825
計	0	722,146,750	709,749,964	6,970,961	0	0	716,720,925	5,425,825

(12) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

業務区分	令和4年度交付分	合 計
期間進行基準	545,573,039	545,573,039
費用進行基準	164,176,925	164,176,925
合 計	709,749,964	709,749,964

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

名 称	交 付 元	経費の別	期首残高	当 期 交 付 額	当期振替額					期末残高	摘 要
					建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 補 助 金 等	資 産 見 返 補 助 金 等	資 本 剰 余 金	長期預り 補 助 金 等	収 益		
ウィズコロナ時代の 新たな医療に対応で きる医療人材養成事 業補助金	文 学 部 科 学 省	直接経費	-	9,993,000	-	5,500,000	-	-	4,483,370	9,630	当期交付 決定額
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	

外壁打診等調査事業補助金	愛媛県	直接経費	-	4,620,000	-	-	-	-	4,620,000	0	当期交付決定額
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	-	14,613,000	-	5,500,000	-	-	9,103,370	-	

(14) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役員	常勤	(33,051,756) 33,051,756	(3) 3	(0) 0	(0) 0
	非常勤	(0) 420,000	(0) 4	(0) 0	(0) 0
	計	(33,051,756) 33,471,756	(3) 7	(0) 0	(0) 0
教職員	常勤	(472,896,367) 496,195,466	(65) 74	(47,478,596) 47,478,596	(0) 0
	非常勤	(0) 17,862,526	(0) 35	(0) 0	(0) 0
	計	(472,896,367) 514,057,992	(65) 109	(47,478,596) 47,478,596	(0) 0
合計	常勤	(505,948,123) 529,247,222	(68) 77	(47,478,596) 47,478,596	(0) 0
	非常勤	(0) 18,282,526	(0) 39	(0) 0	(0) 0
	計	(505,948,123) 547,529,748	(68) 116	(47,478,596) 47,478,596	(0) 0

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の住居手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の通勤手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の単身赴任手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給調整手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

注5) 上記明細には、共同研究費による人件費は含めておりません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費	
消耗品費	12,233,685
備品費	2,612,592
印刷製本費	1,416,154
水道光熱費	18,696,893
旅費交通費	2,961,984
通信運搬費	4,755,745
賃借料	761,537
保守費	8,049,412
修繕費	670,560
損害保険料	20,630
諸会費	58,000

報酬・委託・手数料		14,354,346	
奨学費		22,360,250	
減価償却費		5,496,543	
雑費		<u>2,079,222</u>	96,527,553
研究経費			
消耗品費		17,154,062	
備品費		6,166,227	
印刷製本費		128,920	
水道光熱費		3,648,528	
旅費交通費		1,517,249	
通信運搬費		684,300	
賃借料		171,542	
保守費		1,811,496	
修繕費		70,500	
損害保険料		256,280	
諸会費		3,037,532	
報酬・委託・手数料		1,394,904	
減価償却費		2,479,349	
雑費		267,863	38,788,752
教育研究支援経費			
消耗品費		3,705,079	
備品費		157,300	
水道光熱費		2,111,350	
旅費交通費		77,874	
通信運搬費		6,445,397	
賃借料		982,512	
保守費		891,885	
損害保険料		1,135	
諸会費		62,600	
報酬・委託・手数料		354,126	
減価償却費		853,224	
図書費		<u>533,186</u>	16,175,668
共同研究費			
消耗品費		2,075,722	
備品費		247,500	
水道光熱費		<u>497,000</u>	2,820,222
役員人件費			
報酬		23,988,168	
賞与		9,483,588	
法定福利費		<u>6,141,354</u>	39,613,110
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	291,862,115		
賞与	104,512,110		
退職給付費用	47,478,596		
法定福利費	<u>86,334,115</u>	530,186,936	
非常勤教員給与			
給料	<u>8,148,000</u>	<u>8,148,000</u>	538,334,936
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	78,402,132		
賞与	21,419,109		
法定福利費	<u>18,230,952</u>	118,052,193	
非常勤職員給与			
給料	9,714,526		
法定福利費	<u>50,671</u>	<u>9,765,197</u>	127,817,390
一般管理費			
消耗品費		19,826,765	
備品費		8,124,317	

印刷製本費	2,709,410	
水道光熱費	12,496,417	
旅費交通費	223,436	
通信運搬費	3,268,408	
賃借料	2,328,120	
福利厚生費	913,746	
保守費	8,028,659	
修繕費	37,225,190	
損害保険料	1,050,255	
広告宣伝費	154,000	
諸会費	1,581,000	
会議費	300	
報酬・委託・手数料	29,342,216	
租税公課	600	
減価償却費	15,719,884	
雑費	311,563	143,304,286

(17) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
寄附金	325,000	3	
現物寄附（工具器具備品）	1,397,000	1	
現物寄附（図書）	324,138	6	
合 計	2,046,138	10	

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

【単位：円】

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体等 （設立団体以外）	直接経費	0	0	1,000,000	1,000,000
	間接経費	0	0	100,000	100,000
株式会社等	直接経費	1,851,336	2,970,000	1,344,642	3,777,785
	間接経費	200,000	297,000	497,000	0
その他	直接経費	131	0	0	131
	間接経費	0	0	0	0
合 計	直接経費	1,851,467	2,970,000	2,344,642	2,476,825
	間接経費	200,000	297,000	597,000	100,000

(20) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

(21) 科学研究費補助金等の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入	件 数	摘 要
日本学術振興会 基盤研究（B）	(650,000) 135,000	4	
日本学術振興会 基盤研究（C）	(13,690,000) 4,092,000	24	
日本学術振興会 若手研究	(3,300,000) 990,000	4	
合 計	(17,640,000) 5,217,000	32	

(注) 上段（ ）内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

## (2) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

## 現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
現金	8,000	
普通預金	232,211,470	
計	232,219,470	

## 資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	3	
図書	218,293,227	
ソフトウェア	1	
計	218,293,231	

## 未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	7,119,011	
その他未払金（人件費）	50,501,008	
その他未払金（物件費）	15,320,711	
計	72,940,730	